

第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定

日本国政府及びインドネシア共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨（以下「日本の兵士の遺骨」という。）の収集及び送還に関する日本国政府の関心を考慮し、

インドネシア共和国パプア州及び西パプア州における経済的及び社会的発展、現地住民の利益並びに歴史的資源及び観光資源の保全の重要性に留意し、

両締約国政府及び両国国民の間の友好関係及び既存の協力関係を考慮し、

人道、平等、相互利益、相互理解及び相互尊重の原則に基づく両締約国政府間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還を実施するための両締約国政府間の協力の枠組みとしての役割を果たす。

第二条

この協定の適用上、

1 「発掘」とは、資料を収集し、及び日本の兵士の遺骨をそのままの状態で見出すため、考古学的方法を用いて系統的に地面を掘る活動をいう。

2 「収集」とは、地表又は地下において発見された日本の兵士の遺骨及び当該日本の兵士の遺骨に付着する物質を考古学的方法を用いてそのままの状態で見出す活動をいう。

3 「送還」とは、火葬された日本の兵士の遺骨をその出身地に返還する活動をいう。

4 「遺骨」とは、人間の頭蓋骨、骨、歯その他の人体の部位をいう。

第三条

1 この協定に基づく全ての活動（特に発掘、収集及び送還）は、インドネシア共和国の関係法令に従い、同国政府の政策及び現地の社会的規範に沿い、並びにパプア州及び西パプア州の各政府から書面による承

認が得られることを条件として、実施する。

2 発掘及び収集の活動においては、日本の兵士の遺骨が存在すると推定される場所の環境、歴史的な特質及び経済的利益を尊重する。

3 両締約国政府は、遺伝資源及び伝統的な知識の価値を認める。日本国政府は、日本の兵士の遺骨の発掘及び収集の活動から得られる遺伝資源及び伝統的な知識の濫用又は不正使用を防止する。

第四条

1 日本国政府は、インドネシア共和国政府に対し、許可を得るため、活動の開始の遅くとも六箇月前に全般的な事業案とともに年次活動計画を提出し、各活動の開始の遅くとも四箇月前に当該年次活動計画に記載した活動（以下「計画された活動」という。）の詳細を提出する。インドネシア共和国政府は、年次活動計画及び計画された活動の詳細についての許可の付与に関する決定を日本国政府に伝達する。

2 年次活動計画及び計画された活動の詳細には、予定、場所、日付、期間、関与する人員その他の関連する事項を含む。

3 日本国政府が1に規定する決定の後に年次活動計画及び計画された活動の詳細の内容を変更することを

希望する場合には、活動の修正又は追加は、インドネシア共和国政府の承認を必要とする。

4 両締約国政府は、この協定に基づく活動の実施のための中央連絡先として、次の当局を指定する。

(a) インドネシア共和国政府については、インドネシア共和国教育文化省

(b) 日本国政府については、日本国厚生労働省

5 両締約国政府は、この協定に基づく活動の円滑かつ効果的な実施を確保するため、両締約国政府間の協議の後、インドネシア共和国政府が許可した計画された活動を当該計画された活動が行われる場所の地方政府に共同で周知する。

6 日本の兵士の遺骨の調査、発掘、収集及び識別は、専門家及び両締約国政府の代表者から成る技術チーム（以下「合同技術チーム」という。）によって実施される。合同技術チームは、インドネシア共和国政府の代表者によって主導される。必要な場合には、現地住民に対し合同技術チームに参加するよう要請することができる。両締約国政府は、合同技術チームがこの協定の範囲外の活動を行わないことを確保する。

7 合同技術チームは、各活動の完了後短期間内に、インドネシア共和国政府による評価のために日本の兵

士の遺骨の調査、発掘、収集及び識別の活動の記録及び文書を作成し、両締約国政府に提出する。

8 日本 of 兵士の遺骨の引渡しは、両締約国政府の権限のある当局の間の引渡しに関する議事録への署名の際に、関係当事者の立会いの下に行う。

9 日本国政府が引き渡された日本の兵士の遺骨のDNA解析の実施を希望する場合には、当該DNA解析は、インドネシア共和国政府の承認を得て、インドネシア共和国の領域内で行う。

10 第三条1の規定に関し、日本国政府は、現地の環境、歴史的な特質、社会的規範及び経済的利益を考慮して、両締約国政府が決定した場所において、関係する地方政府の許可を得て、合同技術チームによって引き渡された日本の兵士の遺骨を送還の前に火葬する。

11 10の送還の手續に関し、火葬の場所からインドネシア共和国における出国の空港又は港への火葬された日本の兵士の遺骨の輸送は、インドネシア共和国の法令に従い、及び同国の政策に沿って実施する。

12 日本国政府は、1に規定する年次活動計画に記載する活動の完了後短期間内に、日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還の活動に関する詳細な年次報告書を作成し、英語又はインドネシア語による報告書の写しをインドネシア共和国政府に提供する。

13 両締約国政府は、この協定に基づく活動の円滑かつ効果的な実施を確保するため、当該活動の実施から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても相互に協議し、及びこの協定に基づいて実施された各活動を毎年評価する。

14 この協定を実施するための詳細な取決めは、この協定に沿う「運用に関する標準手続」として作成するものとし、この協定の実施前に、外交上の公文の交換により両締約国政府が確認する。

15 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、インドネシア共和国パプア州及び西パプア州における現地住民の経済的及び社会的利益を考慮する。現地住民の経済的及び社会的利益に貢献する日本国政府によって実施される予定の活動に関する提案は、1に規定する年次活動計画とともに提出する。日本国政府は、必要と認める場合には、追加的な提案を提出することができる。当該実施される予定の活動は、インドネシア共和国政府と十分に協議した後、同国政府の承認が得られることを条件として、実施する。

第五条

1 日本国政府は、利用可能な予算に従い、この協定の実施に要する全ての費用（合同技術チームの費用を含む。）を負担する。

- 2 両締約国政府は、日本国政府が費用を負担する合同技術チームの必要な参加者（現地住民を含む。）の人数を決定する。

第六条

- 1 日本国政府は、この協定に基づく活動に関与する自己の人員がインドネシア共和国の主権及び法令並びに現地の社会的規範を尊重することを確保する。

- 2 1の規定の違反の結果として、関係する活動に関与する人員の参加の許可が撤回されることがある。

第七条

- 1 日本国政府は、日本の兵士の遺骨の発掘若しくは収集の活動により生じ、又はこれらの活動に起因する損失又は損害に対して適当な補償を行う。

- 2 日本国政府は、1に規定する補償の処理を適当な時期に遅滞なく行うことを確保するため、全ての利用可能な措置をとる。

第八条

- 1 インドネシア共和国政府は、次のいずれかの理由により、この協定に基づく活動の全部又は一部を一時

的に停止することができる。

- (a) インドネシア共和国パプア州又は西パプア州における治安及び安全の状況が悪化すること。
 - (b) 日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還の活動がこの協定に反する態様で実施されること。
- 2 インドネシア共和国政府は、1の規定による停止又はその解除を行った場合には、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通報する。

第九条

- 1 合同技術チームは、調査、発掘又は収集の活動の間に発見された人工物（すなわち、遺骨以外の物）及び日本の兵士の遺骨でない遺骨をインドネシア共和国政府に引き渡す。

- 2 1に規定する調査、発掘又は収集の活動の間に発見された日本の兵士の遺骨でない遺骨は、現地住民の理解に基づいて埋葬地に再び埋葬する。日本国政府は、当該埋葬地に墓のための標識及び囲いを用意し、設置する。

- 3 日本国政府は、調査、発掘又は収集の活動の間に発見された移動可能な人工物が、インドネシア共和国政府によって速やかに決定される永久保管場所に置かれるまでの間、適切に取り扱われることを確保す

る。

第十条

この協定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争は、両締約国政府間の協議により友好的に解決される。

第十一条

1 この協定は、両締約国政府の書面による合意により、いつでも改正することができる。両締約国政府は、いずれかの締約国政府がこの協定を改正する意思を表明する場合には、この協定の改正に関する交渉を開始し、できる限り速やかに結論に達するよう努める。

2 1の規定による改正は、両締約国政府が決定する日に効力を生ずる。

第十二条

1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、三年間効力を有するものとし、両締約国政府の書面による合意により延長することができる。

3 いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府に対し六箇月前に書面による終了の通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了は、両締約国政府が書面により別段の決定をする場合を除くほか、この協定に基づいて実施中の活動も終了させる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年六月二十五日にジャカルタで、ひとしく正文である日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国政府のために

インドネシア共和国政府のために